



製品名 : 希硝酸 (67.5%)

1. 製品及び会社情報

製品名	希硝酸(67.5%)
会社名	埼玉薬品株式会社
住所	埼玉県さいたま市見沼区卸町1-43
電話番号	048-686-5221
FAX番号	048-686-3332
推奨用途	樹脂・染料の原料、酸洗浄・金属処理
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと。
整理番号	TTA-0423

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	爆発物 区分に該当しない 自然発火性液体 区分に該当しない 自己発熱性化学品 区分に該当しない 酸化性液体 区分3
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分1 皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 歯)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 水生環境有害性 長期(慢性) 区分に該当しない 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)が分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

H272 火災助長のおそれ:酸化性物質
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H330 吸入すると生命に危険
H370 呼吸器の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、歯の障害
H402 水生生物に有害

注意書き

予防策

ミスト/蒸気/スプレー を吸入しないこと。(P260)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

対応

皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。

皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて安易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分
 化学名又は一般名

化学物質
 希硝酸

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
硝酸	67.5wt%	HNO ₃	(1)-394	公表	7697-37-2

4. 応急措置

吸入した場合
 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 呼吸困難、呼吸停止を起こしている場合は、酸素吸入や人工呼吸を行う。
 直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合
 特別な処置が必要である。
 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
 直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合
 水で15分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合
 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤
 炭酸ガス、泡消火剤、水

使ってはならない消火剤
 情報なし

火災時の特有の危険有害性
 火に包まれると有害な窒素酸化物のガス(NO_x)が発生する。

特有の消火方法
 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
 移動不可能なときは、散水して容器を冷却する。
 消火活動は風上から行うこと。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置
 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項
 封じ込め及び浄化の方法及び機材
 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないよう注意する。
 ソーダ灰の希釈アルカリ溶液又は石灰によって中和する。
 大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い
 技術的対策
 安全取扱注意事項
 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
 眼、皮膚との接触を避けること。
 強酸化物や強塩基等との接触を避ける。
 腎臓及び肺の疾患をもつ人は、接触を避けること。

保管
 安全な保管条件
 『10. 安定性及び反応性』を参照。
 容器は直射日光や火気を避け、40℃以下の温度で保管すること。

安全な容器梱包材料

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
禁忌物質から遠ざけること。
情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
希硝酸 67.5%	未設定	硝酸として2ppm(5.2mg/m ³)	硝酸として、TWA 2ppm STEL 4ppm

設備対策	気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	
呼吸用保護具	防毒マスク、自給式呼吸器、送気マスク等。 防毒マスクには酸性ガス用吸収缶を使用する。
手の保護具	耐酸性ゴム手袋
眼、顔面の保護具	安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。
皮膚及び身体の保護具	保護具、保護長靴等。 しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服(例えば、酸スーツ)及びブーツが必要である。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	液体
形状	液体
色	無色～淡黄色
臭い	特異臭あり
融点/凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	121°C(68wt%)
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界/ 可燃限界	データなし
引火点	引火せず
自然発火点	不燃性
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	水:857g/L(62%) 952g/L(67.5%)
n-オクタノール/水分配係数	データなし
蒸気圧	6.4kPa(70% 20°C)
密度及び又は相対密度	1.383g/cm ³ (62%) 1.410g/cm ³ (67.5%)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	日光で分解し、有害な窒素酸化物を発生する。空気中で猛毒な茶色ないし黄色の蒸気を発生する。
危険有害反応可能性	加温すると分解し、有害な窒素酸化物を生じる。この物質は強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質(テルペンチン、木炭、アルコールなど)と激しく反応する。

	この物質は強酸で、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。 有機化学物質(アセトン、酢酸、無水酢酸など)と激しく反応し、 火災や爆発の危険をもたらす。 ある種のプラスチックを侵す。
避けるべき条件	高温
混触危険物質	薬、木屑など他の有機物資、還元剤、酸化物、金属、可燃物
危険有害な分解生成物	NO _x

11. 有害性情報

急性毒性	
吸入	吸入(蒸気):濃硝酸として、LC50=49ppm (4時間 ラット)
皮膚腐食性/刺激性	ヒトで腐食性の報告。国連分類クラス8, PGI
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	ヒトで腐食性の報告。
呼吸器感受性	データなし
皮膚感受性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトで蒸気の吸入による呼吸器への影響が報告されている。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	発生した蒸気の職場ばく露で慢性気管支炎、歯の侵食の記載がある。
誤えん有害性	データなし

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性)	濃硝酸として、96h-LC50=72mg/L(魚類、カダヤシ)
水生環境有害性 長期 (慢性)	データなし
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	毒物及び劇物の廃棄方法に関する基準を考慮して行うこと。 強酸性であるため、アルカリで中和した後処理すること。 産業廃棄物処理法、水質汚濁防止法等の関連法規に適合した処理をしてから廃棄する。
汚染容器及び包装	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規則情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2031
Proper Shipping Name	NITRIC ACID
Class	8
Sub Risk	5.1
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not Applicable
Liquid Substance	Applicable
Transported in Bulk	
According to MARPOL	
73/78, Annex II, the IBC Code	
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.	2031
Proper Shipping Name	NITRIC ACID
Class	8
Sub Risk	5.1
Packing Group	II

国内規制

陸上規制	毒物及び劇物取締法及び道路法の規制に従う
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2031
品名	硝酸
国連分類	8
副次危険	5.1
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2031
品名	硝酸
国連分類	8
副次危険等級	5.1 II
特別な安全対策	車両には、「毒」(5000kg以上)の表示をする。
緊急時応急措置指針番号	157

15. 適用法令

労働安全衛生法	特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) ・硝酸(法令指定番号:307) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)
毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第2条) ・硝酸を含有する製剤
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・腐食性物質(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
消防法	非危険物

16. その他の情報

引用文献

- | | | | |
|-----|-----------------|---------|-------------|
| 1. | 15107の化学商品 | 2007 | 化学工業日報社 |
| 2. | 危険物データブック | 1989. 8 | 東京消防庁 警防研究所 |
| 3. | 危険物、毒物処理取扱マニュアル | | 海外技術資料研究所 |
| 4. | 産業中毒便覧 | | 医歯薬出版株式会社 |
| 5. | 化学物質の危険、有害便覧 | | 中央労働災害防止協議会 |
| 6. | 取扱注意試薬ラボガイド | 1990. 9 | 東京化成工業(株) |
| 7. | 道路輸送危険物データシート | 1991. 2 | 日本道路公団他2社 |
| 8. | 毒劇物基準関係通知集 | | 厚生省薬務局安全係監修 |
| 9. | 危険物ハンドブック | | ギンター・ホンメル編 |
| 10. | RTECS# | 1985~86 | NIOSH |
| 11. | 国際化学物質安全性カード | | |
| 12. | GHS分類結果データベース | | |

その他

・記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報洩れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。

なお、記載のデータや評価に関してはいかなる保証もなすものではありません。また、記載事項は通常の実験を前提としたものであるため、特殊な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。製品の譲渡時にはSDSを添付して下さい。